

独立行政法人大学評価・学位授与機構の年度計画（平成25年度）

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図る。また、一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成24年度予算に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成24年度予算に比較して1%以上の削減を図る。
 - ① 省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約及び環境整備に努める。
 - ② グループウェアをはじめとするITの積極的な活用を進め、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化等の対策に取り組む。
 - ③ 各事業に係る経費（旅費、消耗品費、会議費等）について随時見直し、業務の効率化を進める。
- 2 各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。
- 3 独立行政法人国立大学財務・経営センターとの統合については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、当面凍結されている。

また、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において示された、大学入試センター等との統合については、「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）において、当面凍結されているが、必要に応じ適切な対応を行う。
- 4 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進することとする。
 - ① 機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
 - ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、1者応札・応募改善への取組を、着実に実施し、改善に向けて努力する。
 - ③ 内部監査、第三者（監事等）及び契約監視委員会により、契約をはじめとする会計処理に対する適正なチェックを行う。
- 5 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ改訂した、情報セキュリティポリシーに則り、情報セキュリティ対策を適切に行う。

6 内部統制

機構長のリーダーシップの下、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、機構のミッション、機構に与えられた目的・目標を効果的かつ効率的に達成するため、次の取組を行う。

① 機構のミッション等の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応

機構のすべての業務・事業に対して定期的に自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行うとともに、機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握・対応に努める。

② 組織にとって重要な情報の把握及び役職員への周知徹底

機構の幹部職員で構成する企画調整会議を月例で開催し、機構にとって重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理・運営方針の役職員への周知徹底を図る。

③ 監査の実施

監事と連携の上、内部監査を行う。

さらに、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、監事監査を実施する。

内部統制の充実に向けて、監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携を強化する。

④ 予算の戦略的な配分と執行管理

戦略的・機動的に予算を配分するため、機構長等役員が各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が業務別に計画どおりに適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、効率的な執行に努める。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 総合的事項

(1) 自主性・自立性の確保という趣旨を十分に踏まえ、大学関係者及び学識経験者等の参画を得て次の組織を設置し、業務運営を行う。

なお、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、引き続き大学関係者及び学識経験者等の負担の軽減に努める。

① 評議員会

② 運営委員会

③ 大学機関別認証評価委員会

④ 高等専門学校機関別認証評価委員会

⑤ 法科大学院認証評価委員会

⑥ 国立大学教育研究評価委員会

⑦ 学位審査会

- (2) 自己点検・評価委員会を開催し、機構のすべての業務・事業に対して定期的に自己点検・評価を実施し、業務の適切な進行管理を行うとともに、業務実績報告書を作成・公表する。
- さらに、外部の有識者で構成される外部検証委員会において平成24年度に実施した検証等の結果に基づき、次期中期目標期間における業務の見直し・改善を検討する。

2 大学等の教育研究活動等の状況についての評価

- 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究活動等に関する評価
 - ① 第2期中期目標期間の国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況の評価について、実績報告書作成要領（案）に関するパブリックコメントの意見を検討し、実績報告書作成要領を決定する。また、その実績報告書作成要領について、法人への説明会を実施する。
 - ② 第2期中期目標期間の国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況の評価において、評価者の評価作業手順を示す評価作業マニュアルについて、第1期中期目標期間の評価に係る検証結果等を踏まえて検討する。

3 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について

- ① 当該年度2回（4月期と10月期）の申請受付を実施する。審査にあたっては、申請者に対し単位修得状況及び学修成果の提出を求め、修得単位の審査の基準を満たしているか、学修成果が学士の水準に達しているか、さらに学修成果の内容が申請者の学力として定着しているかについて審査の上、総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知する。判定の結果、学士としての水準を有していると認められる者に対しては学位を授与する。
- ② 不合格者に対して、個別に具体的な不合格理由を通知し、透明性・客観性に配慮しつつ審査を行う。
- ③ 我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展、大学における教育の実施状況等を踏まえ、必要に応じて機構が定める専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直し、整備する。また、認定専攻科修了見込みの申請者の特性に応じて円滑な学位の審査と授与が行われるよう、審査基準・審査方法等の見直しについて検討する。
- ④ 申請者の意見を踏まえた「新しい学士への途」の改正、申請方法の電子化の推進など、申請者にとっての利便性の向上に資する方策について、事業の円滑な実施と業務の効率化とのバランスを踏まえつつ検討し、必要なものから実施する。
- ⑤ 身体に障害のある申請者に対しては、試験場を別途準備するなど、障害等の種類、程度に応じた受験上の特別措置を講じる。

- ⑥ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出については、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかなどの観点で審査を行い、年度内に当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。
- ⑦ 既に認定を受けた専攻科の教育が大学教育に相当する水準を維持していることを担保するために、当該年度の審査対象専攻科の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。
- ⑧ 専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。
- ⑨ 申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者を審査委員に委嘱し審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては、審査委員の負担を考慮しつつ、必要に応じて見直し、改善を図る。
- ⑩ 学士の学位授与業務の改善等に資することを目的として、学位取得者等に対するアンケート調査を実施する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について

- ① 省庁大学校の課程の認定申出については、当該課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、年度内に当該課程の設置者に対して認定の可否を通知する。
- ② 既に認定を受けた課程の教育が、大学又は大学院と同等の水準を維持していることを担保するために、当該教育課程の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。
- ③ 当該年度の省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対して申請受付を実施する。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学士の水準を有していると認められる者に学位を授与する。また、修士及び博士については規則に定められた期間内に単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。
- ④ 課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。
- ⑤ 申請者に係る審査及び課程の認定等の審査を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては、審査委員の負担を考慮しつつ、必要に応じて見直し、改善を図る。
- ⑥ 省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、事業費用と学位審査手数料収入の収支均衡を図る。

4 調査及び研究

- 大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関し、高等教育の質保証の観点から横断的・融合的な研究開発を推進し、その研究成果の事業への反映を図るなど、さらなる調査研究機能の実質化を推進するとともに、教員の資質向上及び活性化を促進する。
 - 機構の喫緊の研究課題に迅速かつ適切に対応するため、教員及び事務職員による協働組織である企画室において検討し、平成25年度は戦略的・重点的事业として、以下の調査研究を協働で実施する。
 - ① 国際連携教育プログラムの質保証に関する調査研究
「日中韓質保証機関協議会」の合意に基づいて実施しているキャンパスアジア共同教育プログラムのモニタリングの課題を分析するとともに、それをさらに発展させるための検討を行う。
 - ② 学位及び大学等での学修経験の認証と情報提供に関する調査研究
学生の国内外における移動に伴う学位及び単位の取扱いに関して調査するとともに、今後の情報提供の在り方を検討する。
- (1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究
- ① 大学評価システムの検証と開発に関する研究
 - 大学の個性の伸長に資するための新たな評価の開発に関する調査研究を行うとともに、認証評価や国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価などの、過去に行った評価の検証に関する調査研究を行う。
 - ② 大学等の質的向上に資する評価活動に関する研究
 - 大学の内部質保証システムの構築や評価人材育成に資するため、大学等の内部で行われる教育研究の評価・質向上の取組や計画策定方法に係る調査を行い、その在り方や人材育成に関する研究を行う。
 - ③ 大学評価に必要な情報の確立に関する研究
 - 大学の教育研究活動に関するデータ・情報に関して、データベース等による収集・公表の方法や、評価に用いるデータ・情報の分析の方法に係る調査研究を行う。また、大学が行う学習成果の評価手法に関する調査研究を行う。
- (2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究
- ① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究
 - ア 学位・単位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向を把握するとともに、学位授与に必要とされる学習の要件と体系性に関する研究を深化させる。
 - イ 学位取得後1年及び5年を経過した者に対するアンケート調査を実施し、現行制度の現状と機能を把握する。また、単位積み上げ型の学位授与の審査における小論文試験問題の内容分析を行うとともに、科目分類支援システムのさらなる洗練化を図る。

- ② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究
 - ア 複数の高等教育機関において取得された単位の累積に基づいて学位を授与するシステムと、単位制度や単位互換制度等それを支援する仕組みに関する調査研究を継続する。
 - イ 国内外における大学外の高等教育レベルの多様な学習の成果を、大学の単位として認定する方法について調査研究を行う。

(3) 研究成果の公表等

- ① 学術誌『大学評価・学位研究』を年に1回以上発行し、関係高等教育機関へ送付する。また、投稿された論文等をウェブサイトに掲載し、外部に公表・提供する。
- ② 各研究者の研究業績等をウェブサイト公表するほか、学術機関リポジトリ等による研究成果の公表を行う。
- ③ 科学研究費補助金など外部資金の獲得及び適正な執行支援のため、研究者に対し説明会等を開催する。
- ④ 研究者個人が、調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等に投稿するなどの活動を支援する。

5 情報の収集、整理、提供

(1) 大学等の教育研究活動等の状況について、評価に資するための国内外の情報の収集、整理、提供

- ① 大学等及び他の評価機関の行う評価活動に資するため、教育研究活動等の状況に関する情報、大学等の自己点検・評価等の情報、及び国内外の評価に関する情報を収集・整理し、提供する。
- ② 平成20年度より順次作成を進めてきた「インフォメーション・パッケージ」について、機構の行う評価や海外の質保証制度の改正・変更等を踏まえ、収録資料の更新を行う。また、諸外国の高等教育の質保証に関する基礎情報を分かりやすく整理する。
国際的な共同教育プログラムの質保証、学位に関する質保証や情報発信等に関する海外の先行事例について調査・情報収集を行う。
これらは、ウェブサイト等により機構内外に広く情報提供する。
- ③ ア 広報誌「機構ニュース」を毎月発行するほか、ウェブサイト等を活用し、評価事業に関する情報を提供する。
イ ウェブサイトの利用動向を分析し、ウェブサイトの環境整備、広報活動に役立てる。
- ④ 文部科学省「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」の中間まとめ等を受けて、大学の教育情報の活用・公表のための大学及び大学団体の共通的な情報基盤である「大学ポートレート（仮称）」の構築を支援するため、具体的な検討及びシステム開発を進め、平成26年度からの本格稼働に向けて、大学への周知に取り組む。

(2) 大学における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理、提供

- ① 大学等で行われている学習機会等に関する情報を収集・整理し、提供する。
- ② 「平成26年度科目等履修生制度の開設大学一覧」及び「平成25年度大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公開する。
- ③ ア 広報誌「機構ニュース」を毎月発行するほか、ウェブサイト等を活用し、学位授与事業に関する情報を提供する。
イ ウェブサイトの利用動向を分析し、ウェブサイトの環境整備、広報活動に役立てる。

6 認証評価

(1) 大学、高等専門学校の教育研究活動等の総合的状況に関する評価

- ① 評価体制の整備等
大学、高等専門学校からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。
また、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。
- ② 評価の実施
申請を受け付けた大学、高等専門学校について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該大学、高等専門学校及び設置者に提供し、並びに公表する。
- ③ 評価の受付
平成26年度に実施する評価について、大学、高等専門学校から評価の申請を受け付ける。
- ④ 評価結果の検証等
平成24年度に評価を実施した大学、高等専門学校に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているか等、評価の有効性、適切性について多面的な検証を実施する。また、今後の認証評価の実施方法等の検討に資するための検証を行う。

(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価

- ① 評価体制の整備等
法科大学院の教育研究活動の状況に関する評価について、大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。
また、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。
- ② 評価の実施
申請を受け付けた大学の法科大学院について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該法科大学院を置く大学に提供し、並びに公表する。
- ③ 評価の受付
平成26年度に実施する評価について、法科大学院を置く各大学から評価の申請を受け付ける。

④ 評価結果の検証等

平成24年度に評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について多面的な検証を実施する。また、今後の認証評価の実施方法等の検討に資するための検証を行う。

7 その他上記の業務に附帯する業務

(1) 評価文化の定着と評価に携わる人材の育成

- ① 国内の評価機関等との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整及び連携・協力を行う。
- ② 大学等の評価関係者等の育成を図るため、大学等の評価関係者等に対する研修等を行う。

(2) 国際的な質保証に関する活動

国際的な質保証ネットワーク及び国際機関の行う会議等に積極的に参加する。また、機構の覚書締結機関を中心に、海外の質保証機関との協力・交流を強化する。その機会を活用して、海外の質保証の動向・課題を把握し、機構の行う評価や我が国の質保証制度を発信する。

さらに、「日中韓質保証機関協議会」を基盤とした中国及び韓国との共同プロジェクトを推進し、あわせてASEAN諸国と交流する。

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり
- 4 人件費の削減

常勤役職員に係る人件費（自己収入分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、機構の業務の特殊性及び業務量の変動を勘案し、その抑制に努める。

また、国家公務員に準じた給与改定を実施することにより、給与水準の適正化に取り組む。

IV 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 6億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

V 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

VI 剰余金の使途

機構の決算において、剰余金が発生したときは、評価業務、学位授与業務、調査研究業務及び情報収集・整理・提供業務の充実に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

平成25年度 予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	1,195
大学等認証評価手数料	283
学位授与審査手数料	105
その他	8
計	1,591
支出	
業務等経費	947
うち 人件費（退職手当を除く）	603
物件費	328
退職手当	16
大学等評価経費	283
学位授与審査経費	105
一般管理費	255
うち 人件費（退職手当を除く）	162
物件費	93
退職手当	0
計	1,591

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成25年度 収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	1,601
経常費用	1,601
業務等経費	905
大学等評価経費	283
学位授与審査経費	105
一般管理費	250
減価償却費	58
財務費用	0
収益の部	1,601
運営費交付金収益	1,163
大学等認証評価手数料	283
学位授与審査手数料	105
資産見返物品受贈額戻入	5
資産見返運営費交付金戻入	37
雑収入	8
純利益	0
総利益	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成25年度 資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	1,591
業務活動による支出	1,537
投資活動による支出	37
財務活動による支出	16
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	
業務活動による収入	1,591
運営費交付金による収入	1,195
その他の収入	396
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。